

社寺ぶらり探訪（一）

遠石八幡宮

会員 清木 素

洪鐘は参道の向つて右側、仮りの鐘楼に吊るされている。総高一二五cm、鐘身高九八cm、口径七三cmのかなり大型であるが、よくバランスのとれた美しい鐘である。

遠石八幡宮・洪鐘と源平の戦

徳山駅東方約二kmの所に遠石八幡宮がある。「防長寺社由来」によるとその由緒は古く、「人皇三四代推古天皇三〇年春、豊前国宇佐より神馬に乗て飛給ふといへり、今遠石の磯辺に一つの大石あり、此石忽然として光明赫々たり、諸人驚窺見るに其傍の人卒に戦慄して曰、我ハ是宇佐八幡也、此地に跡を垂れて國民を守らんと今爰に顯るゝ、噫遠しと神託し給ふ、仍て其地を遠石と名付、石に神馬の蹄あと有、此石を影向石といへり」とある。

（一区）

「諸行無常 是生滅法 生滅滅已 寂滅為樂」

（二区）

「日本周防国 八幡遠石宮

華鐘深夜響 断盡且千夢」

（三区）

「曩古已夾和霜者漏更之告舊
暗天之聽久然而元曆挑戰之
間流矢中鑿之後雖放鯨魚如

寛文七年（一六六七）八月中旬、神主藤原直宣の記述の縁起によると、その靈地の佳景をいえば、後は青山峨々として白雲峯に横り、前は蒼海渺々として碧浪天に翻り云々」と記している。現在は出光興産製油所の製油施設やタンクが林立し、昔の面影を偲ぶことも出来ない。

撞瓦礫曰茲正和五年仲春下

旬聖舜法眼普唱知識九乳新

成一音是闕形似蒲牢聲非鏗

鏘承軒轅之命異俗倫之作方

今探藏否於占卜感聽許於幽

冥肆以鍊二口鑄一軀益社壇

利宇宙而已

(四区)

「元應二年十二月十二日

鑄物師大和貞清

願主 沙 弥 佛 然

宮司 法眼和尚位聖舜

神主 左衛門尉大中臣貞直

大俗別當兼預所從五位下前豊前守平朝臣景光」

この洪鐘は元應二年（一二三二〇）一二月一二日に沙弥仏然が願主となつて、鑄物師大和貞清が鑄造していることが分る。

宮司法眼和尚位聖舜は神宮寺の住職と八幡宮の宮司を兼ね、左衛門尉大中臣貞直は八幡宮の神主であり、大俗別當兼預所從五位下前豊前守平朝臣景光は、當時遠石八幡宮は石清水八幡宮の遠石別宮であり、遠石庄は石清水八幡宮の社領であつたため、石清水八幡宮にかかる遠石八幡宮の

別当兼遠石庄の預所として、宮司、神主が連名になつている。

鑄物師大和貞清は下関市長府の忌宮神社の正和元年（一一二二）に鑄造した鐘の銘に名が残つてゐる。

室町時代になると大和光用は応永二年（一二九三）三坂神社（防府市）鐘・応永一七年（一四一〇）花尾八幡宮（徳地町）鐘を鑄造している。

大和相秀は明応三年（一四九四）興隆寺（山口市）鐘・

弘治八年（明応四年一四九五）琉球首里円覺寺鐘二口・寺（山口市）鐘・永生一〇年（一五一三）浅處寺（下松市）鐘があり、浅處寺の鐘銘に「大工防府大和相秀」とあるので、大和氏は防府であることが分る。

第二区には「八幡宮には古くから梵鐘があつたが、元暦の戦の時流矢があたり、穴をあけたので、その後は鐘の音が悪くなつた。そこで正和五年（一二一六）、法眼聖舜が勧進して新に一鐘を鑄造したがやはり音色が思わしくないので、古鐘と新鐘を練り合して一口を鑄造した」という。この「元暦挑戦之間流矢中鑿之」について御園生翁甫は「防長地名淵鑑」の中で、元暦挑戦について「接するに源範頼此地に於て平家の党と戦端を開きたるを指す歟」とし、

元暦元年から翌文治元年にかけての範頼・義経の両軍の行動を述べ、遠石の庄において源平相戦うものは必ずや範頼の軍勢であったとしている。

「吾妻鏡」卷第四に遠石庄に於ける争乱について次のような記事がでている。元暦二年正月八日の条に、源範頼が元暦元年一月一四日に書を鎌倉に送り、範頼の軍はすでに周防国に達したが、土豪の抵抗が強いうえに、たまたま周防・長門両国は飢饉のために兵糧の調達も思うようにいかず、軍士のなかには前途をあやぶんで、本国へ逃げ帰ろうとする動きさえもみられた。思案に窮した範頼はこれら的事情をこまごまと認め頼朝の援助をもとめた。この手紙は元暦二年一月六日に鎌倉に達したが、頼朝は直ちに返書を範頼に送っている。万難を排して幼帝安徳天皇をはじめ、二位の尼以下、非戦斗員の女房たちを安全にむかえどるようとに、くり返し注意を促し、ゆく先々の國で人心を失わぬ様にし、わけても内藤盛家ら周防國土着の豪族の心を損じないようにと懷柔政策に心配りさせ、また筑紫の人への向背にみきわめがつかないようならば、九州への渡海は延期しても四国を平定せよと指示している。

騎虎の勢に乗じて遮二無二攻め立てるだけでなく、用意周到な計らいを持って戦いを継続していたのである。

要するにこの銘文は元暦年中に於ける源平争乱にまつわる戦争が八幡宮の付近で行われたことを物語る唯一の記録であり、この時期の地方史研究に貴重な史料を提供してくれる。(山口県文化財第七号) (参照)

遠石八幡宮の算額について

算額とは和算家が解決した算問を額に描いて神社仏閣に奉納したもの。神仏に解決を感謝すると共に、問題を広く伝えるという意図もあった。

算額の風習は明暦の頃から始まつたといわれている。現

存する算額は天和三年(一六八三)のもの(栃木県佐野市星宮神社)で、現存する算額は約八百二十面位だという。山口県では一番古いのが遠石八幡別宮の寛政七年(一七九五)に藤田貞資門人・山田正之助正國・山辺兵助清誠二人(増刻神壁算法)と寛政一年(一七九九)に堀亥藏直之の分の三個と萩原市天満宮の文政一年(一八二八)清水長十郎惟慶(内田恭門人)と住吉神社に山本源兵衛陣峯(古今算鑑)と五人が記録に残っている。

遠石八幡宮に問い合わせたが現存していないという。遠石の三人の師の藤田貞資は通称彦太夫後権平と改む。子は子證、雄山と号す。武藏国本田村の郷士、享保一九年(一七三四)生れ、師の山路主住の曆作観測等の手伝として幕

府に召され、後久留米侯有馬頼憲に召抱えられ二〇人扶持

をさせられた。文化四年七四才で没した。和算家としては

全国的に有名で「精要算法」「神壁算法・続神壁算法」等

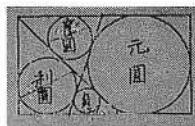
五〇冊に及ぶ写本として伝わっているのがある。

時の徳山藩は七代駿就の代で鳴鳳館設立され、学術向上

に関心が藩全般として高かつた。山田・山辺・堀については詳に出来ないが毛利藩の中でもいち早く和算に興味を持ち、よき師について勉学したことは想像に難くない。

関流藤田貞資著「神壁算法卷之上増刻」によると

- ① 所レ懸干防州遠石八幡別宮者一事
② 所レ懸干防州遠石八幡別宮者一事
③ 所レ懸干防州遠石八幡別宮者一事



②

寛政七年乙卯一月山辺兵助清誠

毛利石見守家士

毛利石見守家士

直長

今有三如レ図直内隔レ斜容ニ元亨利貞円径四十

今有三如レ図直内隔レ斜容ニ元亨利貞円径四十
四寸貞円径三十三寸間ニ利円径幾何一
答曰利円径六十三寸

術曰置ニ亨円径一加ニ貞円径一名レ極以除ニ亨円
径一乘貞円径一五ニ之内減レ極餘以除ニ貞円径

畢ニ得ニ利円径一合レ問

関流 藤田貞資門人

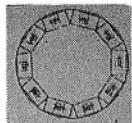
やがて自派の宣伝・広告のために自派の解いた数学の難問をかかげる風習も生じた。数学者の中には算額に興味を示すものが多く、これを集めて出版することも行われた。

前述した藤田貞資の「神壁算法」(寛政元年一七八九)、その子の「続神壁算法」(文化四年一八〇七)などは有名

三寸欲レ使外積一至少上問ニ円径幾何一

答曰円径一十寸有奇

術曰置ニ箇数一以ニ円周法一數除レ之得數自レ
之加ニ一箇一平方開レ之乘ニ直長一得ニ円径一合



レ問

関流藤田貞資門人

毛利石見守家士

寛政七年乙卯一月山辺兵助清誠

③ 所レ懸干防州遠石八幡別宮者一事
関流 藤田貞資門人

堀亥藏直之

わが国には古くから神社仏閣に絵馬をかかげる風習があり、学問などの上達を願つて、額をかかげる習慣が生じた。数学にこの習慣を移したのが算額であり、はじめ数学上の新しい定理などを発見したことを神仏の加護によるものとして額にして神社仏閣にかかげた。

やがて自派の宣伝・広告のために自派の解いた数学の難問をかかげる風習も生じた。数学者の中には算額に興味を示すものが多く、これを集めて出版することも行われた。

前述した藤田貞資の「神壁算法」(寛政元年一七八九)、その子の「続神壁算法」(文化四年一八〇七)などは有名

である。その中に徳山藩七代駿就公の時三人も藤田貞資の門人がいたことは和算研究面で特筆すべきであり、その算額が現存しないことは誠に残念である。特に県内でも有名であったことがうなづける。藤田貞資が久留米侯有馬頼憲に召抱えられた頃に門人になつたのであらうと推測される。

学問の神と言えば天満宮が知られているが遠石八幡宮に算額がかかげられていたことは八幡宮が武の神のみでなく文の神でもあつたと言うことができる。

新南陽市の山崎八幡宮で徳山藩主を含めての連歌の会が八月三日に開催されていた（奉納連歌現存）事例と相符合すると考えてよいのではないか。文と武が同居していた民間信仰を物語つてくれる。

参考文献

山陽地方算額一覧

藤田貞資著「神壁算法」

明治前日本数学史

国史大辞典

山崎八幡宮所蔵連歌集^{せきどじゅ}

遠石八幡宮石幢と他地方石幢と対比

広島県宮島の弥山の登山口にある大聖院に入ると境内に安・山・岩製の石幢がある。宮島は鳥居、灯籠も殆んど花崗岩

で造つたものが多いのに、何故かと言えばこれは新南陽市の富田の一一人の者が寅申講のために寄進したものであることが、判明した。富田地方は北部にある四熊岳から掘り出す安山岩で墓石、石仏、灯籠などを造つていた。所謂平野石といわれていた。

「広島県の民俗」の中にこの石幢は嚴島神社の背後にある大聖院境内の御成門をくぐると、すぐ右手の觀音堂わきにひつそりと立つ。がん部には六体の地藏が刻まれている。

これは石幢型石燈籠に当たるもので、六角幢になつてゐるが、がん部に一か所火口がある特殊の型のものである。五角の内一角に地藏を二体刻み、火口が開いているが地藏は合計六体となつてゐる。

石幢の名称の起こりは、お寺の須弥壇脇の飾りに見られる細長い布製の幢幡が六組または八組を合わせた形として石造物となつて、現れるとされている。

石幢も無縫塔や石殿と同じよう重制と単制の二つの形式が見られる。ここのは重制で基礎・竿・中台・龕部・笠・宝珠より成つてゐる。

石幢が普及するのは室町時代に入つてからで、地藏信仰と結びつき、ここのように六地藏を各面に彫り出した重制と石幢が造られるようになる。

徳山市遠石八幡宮に登つて行くと一基ほど安山岩製の石幢があるのが珍しい位で周南では余り多く見受けない。

大聖院の銘文は次の通りである。

中央に「願主庚申講衆」とあり、その下に

「能圓、新次郎、助四郎、小三郎

宗次郎、彦三郎、与四郎、八六

小太郎、新三郎、彦四郎、与次郎

と三行に願主の名を刻んでその下に、

「大工 周防国津濃郡

富田保平野村次郎左衛門尉

旨時天正七年卯七月仲五日

と刻まれていたことが拓本を取つて判明した。「広島の民俗」には「平」を除き野村次郎左衛門尉となつていたが、富田保に平野村があり拓本にても明かである。津濃郡は都濃郡と書く

天正七年（一五七九）の石幢は山口県としても最古のもので、中世のころ、平野には港があり、石工が多かつた。

石仏、三三觀音像御大師信仰、八八か所靈場の造営に従事していた。この庚申講衆や石工がどんな人物か、なぜ石幢を納めたかは詳かではないが、船で當時宮島参詣の者も多かつたであろうし、海上安全祈願や、先祖供養、地蔵信仰

等のために奉納したのではあるまいか。

軟らかい安山岩で造られ、山口県内の石幢としては最も古いものが、新南陽市民の先祖たちが四百余年前宮島に寄進した石幢の話題が広がった。

大聖院は弘法大師ゆかりの寺で、皇室ともかかわりが深かつた。

天正年間にはある法親王が滞在したほど。そんな寺に、庚申講に集まつた名もなき民衆は何を願つたのだろうか。今もなおやさしさがほのかに残る六体の地蔵に、ただ一念の救いを求める庶民の切なさが偲ばれてならない。

赤間神宮境内にある石幢

赤間神宮の水天門後の広場にあり、安山岩製で六角の基礎の上に六角の幢身が建ち、蓮弁のついた中台・龕部・笠・受花・宝珠と完全で、宮島の分と同じく重制石幢である。

初めは六面に各面一体ずつ六地蔵が彫つてあつたのが今は二体の地蔵を残すのみで、他は削りとられて火袋の穴となつてゐる。

上方の六つの下り棟には石幢の特徴のようにわら手がついていない。幢身の銘文は、

「金粟院前住、玉叟寺開山、玉叟因公座元、禪師寿位
天正十年壬午三月十八日敬白」と刻まれている。

もと金粟院の住職であつて、玉叟寺の開山である禪師が、供養のために建立したものであろう。

この石幢は、昭和四八年頃、外から赤間神宮へ寄進されたといわれている。

金粟院玉叟寺の所在は詳かではない。今まで年号のある石幢としては唯一のものであつたが、宮島大聖院のものは山口県のものとしては四年前で最古であるが移転されているのが惜しい。併し信仰圏は遠くにあつても其処の庶民の深厚な祈りには限りない。

山口市天化 俊龍寺石幢

最初は俊龍寺裏山墓地にあつたが現在は本堂前に移転されている。これも安山岩製である。幢身は六角で地中に埋められている。

中台も六角で龕部には六地蔵立像が刻まれ、一方に火口があけられ、円い窓があけられてある。年号は詳かでないが、時代的に古いもの（中世末期頃）と思われる。幢身の二面に細字で文字が刻まれており、佐波郡富海保の僧俗男女二五人が建立している。年号はない。

下関市長府博物館石幢

長府博物館の台石は新南陽市平野の林家の台石を手本にして建造されたものという。

すぐ側の高杉晋作で有名な功山寺の山門の瓦はやはり新南陽市平野で造られた富田瓦である。遠く離れていても歴史の底辺を同じくする地には知れば知る程愛着が深まつてくる。この博物館の前庭にあるものは花崗岩製の単制の石幢であり、六面に蓮座上に立つ地蔵が刻まれている。

像容や頂上のとがりなどからこれも中世末期のごろのものであろう、年号がないのは惜しいが、県下でこのような单制石幢は珍しい。周南地方に石幢が非常に珍しいので他地方の石幢について述べたが、他地方のものとの対比も歴史探訪の話題を提供してくれる。

参考文献（広島の民俗）（山口県の石造美術）

石造物関係

(一) 燈籠

(1) 二二号線と八幡宮前の通りの中間

安政四丁巳三月吉日 奉寄進 荒師子組

この荒師子は士の雜役で足輕、中間の下役である。昔は「貧者の一燈」とも言っていたが、信仰は心の問題であり、燈籠の中でも小さい方に属するが、その人々の敬神思想には頭が下がる。

(2) 八幡宮入口から北に進むと神馬がありその左側に、「文化拾壹甲戌載秋八月吉辰一 奉獻 中山音右衛門政正」

とある。

これは万役山事件において裏の立役者中山伴七と関係があり、現在も新南陽市古市の中山栄氏の先祖である。

(3) 神馬の北側に「寛政七年六月吉日 奉獻 柳浜村
井屋喜右衛門・亀治郎」とある。

この村井喜右衛門・亀治郎（弟）の分は最近発見された。村井喜右衛門兄弟は幼少の時より九州と柳ヶ浜を往来していたが、よく海路を知つており、その知恵は人々をよく驚かしたという。自ら家業をはじめてからは、神仏の信仰が厚く、方々の社寺へ喜捨し人々の信望を集めていた。

寛政十年（一七九八）長崎港で停泊中のオランダ船が暴風雨にあい沈没したのを、潮力と風力とを巧みに利用して、見事に浮上させた。船首で様子を見ていた喜右衛門は、こおどりして喜び、成功的の合図ののろしをあげた。

関係者の喜びは大変なもので、喜右衛門は知右衛門であるともてはやし、徳山藩もまた永代苗字帯刀を許してその功に報いた。国内外にその名をとどろかした一大快挙が伝えられている。最近まで長崎・昆比羅様・院内の祇園社の鳥居、遠石八幡宮への寄進の文書は残つておつたが発見されなかつた。現在は二基共発見され神馬の近くに移されてゐる。



恵比須社には寛永六年氏子中で二基燈籠を寄進されており、翌七年に村井兄弟が寄進していることを考えると最初

あつた恵比須社の近くにあつたのが位置が変つたのではないか。後世エビスは七福神中の福神として一定の形式を持つに至り、一方近代の漁村には海幸をもたらす威力あるものをエビスと見なし祀る習慣が存続したことに注目される。

また瀬戸内海を中心に大きな漁網の中央の浮子を網靈（おおだま）エビスとして祀る儀礼民間信仰として残つてゐる。

石清水八幡宮の摂社として江美須神（えびす）の名であらわれ、建長五年（一二五三）には鶴岡八幡宮に勧請されており、八幡宮と恵比須社との関連も考えられる。（参考）恵比須神社前には「寛政六（甲寅）七月吉日 奉寄進 氏子中」が三猿の前方にある。

(4) 洪鐘の裏丘に二段に句碑がある。

〔遠近の樹々に闇あり雪の山 鎮ます影やかつらの男山 真こころをうつすや月のかゝみ山 澄む月や曇らぬ空のます鏡 人の世を忘れて雪のあしたかな
原田曲齊 原田曲齊 翰齊張芝 麦屋飄仙

(5) 恵比須神社の左の石段を上つて行くと左右に「〇〇屋」と屋号を書いた石柱を読めば八幡宮の信仰圏も分る。登りつめた前方に側の燈籠とは違つて火口のない六地蔵を彫つた六角の石幢がある。石幢の名称はお寺の須弥壇脇の飾りに見られる細長い布製の幢幡が六組（又は八組）を合

いつる日も入る日も遠き枯野かな 穴倉飄斎
花ぢりてまとふ色なし峰の雲 六瓢園含翠

牛の啼く隣は遠し秋の暮 曲園我律」

原田曲齋は安政六年（一八五九）一〇月一二日に「七草吟社」を創立し、曲齋以後徳山の俳壇は七草吟社と鼓吟社（句碑熊野神社境内）との対立が持続され、七草吟社の文台は二代麦園飄斎（曲齋の弟）、三代翰齋張芝、四代麦屋飄仙、五代穴倉飄斎、六代六瓢園含翠、七代曲園我律と引き継がれた。

この外に弘化三年（一八四六）に美濃派北方一三世魯松庵の文台を立机した哺雪仙がいる。その系統を継いだものに初代其山坊（富田建咲院一八世）の句碑「月今宵うごかぬ竹のしづくかな」は住吉神社境内に二代五柳井が建立したが現在は所在不明、五柳井の句碑「塵の世と云ふは嘘なり今朝の雪」も遠石八幡宮の社務所前にあつたのが所在不明。（参考） 德山市史

わせた形になつたもの。六角幢の名称もあり、周南地方では珍しい。

石幢については前に詳しく説明した。石は四熊岳麓から出る安山岩であることも一見して分る。

(6) 矢嶋作郎奉獻の燈籠

この石幢のすぐ左にあつて円型をした立派なものである。

矢嶋氏は元徳山藩士で天保一〇年生れ。幼年時代より学問を好む。明治元年（一八六八）英國に渡航し、海外事情を探究し、経済学を修め、業務を実地研修した。明治政府がドイツに紙幣を印刷することになり、その監督に当り、後歐州各国を巡遊して、帰朝すると、紙幣担当官となり、後実業界に入り、東京貯蔵銀行、東京、京都、神戸の各電灯会社を設立し、社長となり電気事業に尽瘁した。

徳山の大野直輔等と東京正則英語学校を創立。衆議院議員となる。住居を下松の宮の洲に移転し、公共事業にも尽した。そのかたわら和歌を好み、風月を友とし、勤王の女流作家中山三屋尼と親しく交わり、彼女の遺稿「浮木の亀」を自費を以て出版したり、明月会（和歌の会）を結成したり、後には宮中御歌会に陪席を仰せ付けられた程の歌人でもあった。

(7) 和田利右衛門平盛房関係寄進石



玉垣・燈籠・水船等 会誌第九号参照22

(8) 宝筐印塔(銘文) 会誌第八号参照36

る部面や、他地方との対比による広域的な観点から地元徳山地方の社寺をぶらり探訪して述べてみた。

諸賢のご批正をお願いする。

口通路の南側にある。三方に銘文がある。

「大坂在住の堺屋某は仏教に帰依し、亡父母の靈を弔うためこの宝筐印塔造立のため功德を積み、また吉野屋某もその費用を出し自分の亡き子女の為に冥福を祈る。その子孫の家は繁昌し、世々家業福を増し永く榮えた。偶^{たまたま}この二人は周防の生れで塔を八幡宮廟前に建立して志をあらわした。

「越鳥南枝に巣くう」という故事の通りである(越の鳥は他国にあれば南方にある故郷を慕つて南枝に巣を構えた。
〔胡馬依^ニ北風^一越鳥巢^ニ南枝^一〕)。遠く大坂の地にて父母の國を顕し、望郷の念を忘れなかつた。仏の功德により塔の所在處を守護し、大神験があり、万事吉慶に満され、靈験は心に応じて願は満された。然し当人の志如何によつて七宝は土くれに変じて不如意を招くこともあり、銘に曰「大なる哉宝筐、功德無量」と結び享保十乙巳年(一七二五)秋吉日」とある。

結 び

社寺探訪において神仏習合・神仏分離という対立的論点から考察するのみでなく、今回は二つの意見の同居してい